

第35回国民文化祭みやざき2020、
第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会
令和元年度トラベルセンター業務委託仕様書

1 目的

本業務は、令和2年秋に宮崎県で開催する「第35回国民文化祭・みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」（以下「文化祭」という。）において、全国からの参加者等が万全の体制で気持ちよく文化祭に参加できること。また、県や市町村、市町村観光協会、県ホテル旅館生活衛生同業組合等の関連団体等と連携しながら、文化祭に参加する者や観光客等に対して、本県の伝統芸能や食文化に触れる機会等を提供することで、文化祭を契機とした地域活性化を図ることを目的とする。

2 委託業務名

第35回国民文化祭みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会令和元年度トラベルセンター業務（以下「本業務」という。）

3 委託業務の内容

業務の内容は、下表のとおりとする。

区分	業務内容（予定）
総括・企画業務	① 実施計画等の作成（基本計画、企画構成、実施スケジュール等） ② 事業全体のコーディネート・コンサルティング ③ 市町村、文化団体、その他関係機関等との連絡調整 ④ 運営事務局（トラベルセンター）設置に向けた運営体制の構築準備 ⑤ 業務報告書の作成
宿泊対応業務	① 出演者・参加者（団体）等への事前アンケート（意向）調査の実施 ② 宿泊料金の設定 ③ アンケート等に基づいた宿泊施設（場所、タイプ、数量等）の確保、連絡調整
旅客輸送対応業務	① 出演者・参加者（団体）等への事前アンケート（意向）調査の実施 ② 交通機関（JR、航空機等）の手配着手
観光業務	① 出演者・参加者（団体）等への事前アンケート（意向）調査の実施 ② 市町村、市町村観光協会等との連絡調整 ③ 文化事業等や地域の歴史、文化、食等を体験できるメニューづくりの開発・助言 ④ 出演者・参加者・文化祭観覧者の地域への滞在・周遊を促す企画の検討と一部実施
おもてなし業務	① 出演者・参加者（団体）等への事前アンケート（意向）調査の実施 ② 弁当調達業者の選定方法及びその他おもてなしの検討

4 業務実施にあたっての基本的な考え方

（1）全体事項

ア 「第35回国民文化祭みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会基本構想」（掲載先 <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/index.html>）の基本理念に配慮した事業展開を図ること。

イ 国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭を一体的に開催するため、障がい者の参加に配慮した事業提案とすること。

ウ 市町村等関係機関と十分な協議を行い、出演者・参加者・文化祭観覧者に宮崎県の魅力を積極的に伝えとともに、大会の経済効果が地域に波及する事業提案とすること。

エ Webを活用した事業展開やトラベルセンター利用募集のためにホームページを活用する場合は、既に開設している以下の媒体との連携・活用を考慮すること。

(ア) 文化祭公式ホームページ

(イ) 文化祭公式SNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、ユーチューブ）

(2) 個別事項

ア 宿泊施設の確保

市町村、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合等と連携し、宿泊を伴う文化祭参加団体等への紹介を行うこと。

イ 地域の伝統・文化や食等を体験できるメニューづくりの開発・助言

(ア) 文化祭会期中に限らず、文化祭終了後も継続して体験等が提供できるよう、県及び市町村等と連携しながら、市町村観光協会や地元の旅行会社等が実施する地域の伝統文化や食文化を生かした体験メニュー等の開発に向けた必要な技術的な助言（旅行会社に提供するタリフ（料金表）の作成など）を行うこと。

(イ) 市町村の観光協会や地元の旅行会社等が実施主体となるような体験メニュー等を原則として各市町村1つ以上開発すること（既に一般に販売されているものも含む）。また、体験メニュー等については、区分別（例：伝統文化、食文化、自然体験など）を作成すること。

ウ 出演者・参加者・文化祭観覧者の地域への滞在・周遊を促す企画の検討と一部実施

市町村等が主体となって文化祭で実施する分野別フェスティバルと上記イで開発した体験メニュー等を組み合わせた自社商品を造成すること。なお、販売については令和2年度上期からとする。ただし、イベント等と上記イを組み合わせたツアーを試験的に行うことは可能とするが、その場合のツアーに係る直接経費は、委託料の中には含まないこととする。

（ツアーの広告に係る経費は支出可能）

5 委託業務に関する経費の管理等

(1) 備品購入費や租税公課（消費税及び地方消費税は除く）については、委託料には含まないものとする。ただし、事前に協議の上、了解を得たものについては、この限りではない。

(2) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日から会計年度の終了後、5年間保存すること。

・業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

6 成果の提出

本業務の納期及び納入場所は以下のとおりとする。ただし、中間成果物については、発注者の指示に従い適宜提出すること。

(1) 納期

令和2年3月31日（火）

(2) 成果品

ア 業務報告書（制作物等を含む。） 2部

イ 報告書等のデータを記録した電子データ（DVD-R等） 2枚

(3) 納入場所

第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会事務局（宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課内）

7 その他の留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心掛けること。
- (2) この仕様に定める事項について疑義が生じる場合、又は、この仕様に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上定めるものとする。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。